

## コープ東北サンネット事業連合 食品添加物自主基準

### 第一章 総則

第1条 この基準はコープ東北サンネット事業連合（以下コープ東北と略で取り扱うすべての「食品」に適用する。

第2条 この基準の対象となる「食品」とは、酒類を除く食品衛生法で定める食品とし、医薬品及び医薬部外品を除く全ての飲食物とする。

第3条 食品添加物自主基準は、日本生協連の安全性評価に基づくものとし、この評価が変わった場合には、連動して改訂されるものとする。

### 第二章 コープ東北サンネット事業連合の独自開発商品の食品添加物基準

「独自開発商品」とは、「コープ東北コープ商品」または、会員生協より開発・管理を委託された「会員生協コープ商品」・「産直原料を使用してブランド名がつく産直加工品」とする。例えば、コープ東北コープ商品の「COOP よせ豆腐 250g」や、みやぎ生協の産直加工品「めぐみ野」角田丸森産牛乳」などが対象である。

#### 第1条 不使用添加物（10品目）

不使用添加物とは、遺伝毒性発がん物質および日本生協連のリスク評価において安全性を量的に判断できる科学的根拠が確認できないものなど、安全を見込むことができない食品添加物である。法的には認められた添加物だが、コープ東北の開発商品では、一切使用を認めないものとする。

No.	名称	No.	名称
1	臭素酸カリウム	7	パラオキシ安息香酸ブチル
2	食用赤色 104 号	8	パラオキシ安息香酸プロピル
3	食用赤色 105 号	9	グレープフルーツ種子抽出物
4	デヒドロ酢酸ナトリウム	10	単糖・アミノ酸複合物
5	パラオキシ安息香酸イソブチル		
6	パラオキシ安息香酸イソプロピル		

#### 第2条 使用制限添加物（42品目）

使用制限添加物とは、制限する内容を品目別に確認して、コープ東北の開発商品に使用できる食品添加物である。具体的には、「安全性を量的に判断できる科学的根拠はあるが、懸念すべき問題点がある物質」のうち、使用制限することが可能で、それによりリスク低減を図ることができる添加物である。

「懸念すべき問題点がある物質」とは、「不純物や代謝物に安全上の問題があるもの」「純度など成分規格に不十分な点があるもの」「国が評価していない新しいリスク要因が懸念されるもの」などが該当する。

「制限する内容を確認して使用する」とは、物質ごとの評価に応じて、「使用できる食品の

対象範囲の制限」または「使用量または残留量の制限」「成分規格の指定」（一つまたは複数の措置）を行うことを指す。新規の開発商品は日本生協連に制限する内容の確認を行う。

No.	名称	No.	名称
1	安息香酸	23	カンゾウ抽出物
2	安息香酸ナトリウム	24	カンゾウ末
3	イマザリル	25	グアヤク脂
4	エチレンジアミン四酢酸二ナトリウム	26	$\alpha$ -グルコシルトランスフェラーゼ処理ステビア
5	オルトフェニルフェノール及び オルトフェニルフェノールナトリウム	27	酵素分解カンゾウ
6	過酸化ベンゾイル	28	酵素分解リンゴ抽出物
7	カンタキサンチン	29	サイリウムシードガム
8	食用赤色 40 号及びそのアルミニウムレーキ	30	植物炭末色素
9	食用赤色 106 号	31	ステビア抽出物
10	食用黄色 4 号及びそのアルミニウムレーキ	32	ステビア末
11	食用黄色 5 号及びそのアルミニウムレーキ	33	ツヤプリシン（抽出物）
12	食用青色 2 号及びそのアルミニウムレーキ	34	ファーセララン
13	チアベンダゾール	35	ブドウ種子抽出物
14	二酸化チタン	36	ブラジルカンゾウ抽出物
15	ポリソルベート 20	37	ペクチン分解物
16	ポリソルベート 60	38	$\epsilon$ -ポリリシン
17	ポリソルベート 65	39	マスチック
18	ポリソルベート 80	40	ラック色素
19	ウェランガム	41	L-ラムノース
20	アルミニウム	42	ログウッド色素
21	エレミ樹脂		
22	カラギナン		

### 第三章 コープ東北サンネット事業連合の取扱い商品の食品添加物基準

#### 第1条 不使用添加物（10品目）

不使用添加物が使用された食品（酒・医薬品を除く）は、店舗・共同購入ともに、一切の取扱いをしない。テナントなどに対しても「不使用添加物」を使用しないことについて、理解と協力を働きかける。

No.	名称	No.	名称
1	臭素酸カリウム	7	パラオキシ安息香酸ブチル
2	食用赤色 104 号	8	パラオキシ安息香酸プロピル
3	食用赤色 105 号	9	グレープフルーツ種子抽出物
4	デヒドロ酢酸ナトリウム	10	単糖・アミノ酸複合物
5	パラオキシ安息香酸イソブチル		
6	パラオキシ安息香酸イソプロピル		

第2条 共同購入では極力取り扱わない添加物（42品目）

共同購入では、使用制限添加物が含まれる食品は、極力取扱わないこととする。これらの食品添加物が使用された商品を取扱う場合は、理由を明確にして共同購入商品本部長が個別に許可をする。許可した申請書は、許可後2年間保管する。また、許可された場合でも、メーカーに対しては、該当添加物は使用制限添加物であることを確認し、その制限内容を伝え、今後の開発に生かしてもらおう。

No.	名称	No.	名称
1	安息香酸	23	カンゾウ抽出物
2	安息香酸ナトリウム	24	カンゾウ末
3	イマザリル	25	グアヤク脂
4	エチレンジアミン四酢酸二ナトリウム	26	$\alpha$ -グルコシルトランスフェラーゼ処理ステビア
5	オルトフェニルフェノール及び オルトフェニルフェノールナトリウム	27	酵素分解カンゾウ
6	過酸化ベンゾイル	28	酵素分解リンゴ抽出物
7	カンタキサンチン	29	サイリウムシードガム
8	食用赤色 40 号及びそのアルミニウム レーキ	30	植物炭末色素
9	食用赤色 106 号	31	ステビア抽出物
10	食用黄色 4 号及びそのアルミニウム レーキ	32	ステビア末
11	食用黄色 5 号及びそのアルミニウム レーキ	33	ツヤプリシン（抽出物）
12	食用青色 2 号及びそのアルミニウム レーキ	34	ファーセララン
13	チアベンダゾール	35	ブドウ種子抽出物
14	二酸化チタン	36	ブラジルカンゾウ抽出物
15	ポリソルベート 20	37	ペクチン分解物
16	ポリソルベート 60	38	$\epsilon$ -ポリリシン

17	ポリソルベート 65	39	マスチック
18	ポリソルベート 80	40	ラック色素
19	ウェランガム	41	L-ラムノース
20	アルミニウム	42	ログウッド色素
21	エレミ樹脂		
22	カラギナン		

#### 第四章 本基準の改廃

この基準の改廃は品質管理本部長が起案し、決定・変更は常任理事会で行う。

#### 附 則

この規程は 2006 年 1 月 20 日から施行する。

この規程は 2007 年 9 月 21 日より一部変更の上、施行する。

この規程は 2008 年 10 月 21 日より一部変更の上、施行する。

この規程は 2009 年 5 月 25 日より一部変更の上、施行する。

この規程は 2011 年 10 月 26 日より一部変更の上、施行する。

この規程は 2014 年 3 月 21 日より一部変更の上、施行する。

この規定は 2015 年 3 月 21 日より一部変更の上、施行する。

この規定は 2016 年 6 月 21 日より一部変更の上、施行する。

この規定は 2020 年 7 月 21 日より一部変更の上、施行する。